

○茅野市公民館条例

昭和40年4月1日

条例第10号

改正 昭和41年5月2日条例第22号
昭和52年3月22日条例第10号
昭和53年3月22日条例第11号
昭和54年3月13日条例第3号
昭和56年9月19日条例第23号
昭和57年6月10日条例第18号
昭和58年3月19日条例第10号
昭和59年9月11日条例第31号
昭和62年12月25日条例第49号
昭和63年12月6日条例第31号
平成元年3月23日条例第4号
平成5年3月24日条例第2号
平成9年3月28日条例第2号
平成12年3月27日条例第2号
平成12年12月27日条例第28号
平成24年3月29日条例第4号
平成27年12月28日条例第27号
平成29年9月27日条例第22号
令和元年12月26日条例第11号
令和7年6月30日条例第22号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 この公民館は、茅野市中央公民館（以下「中央公民館」という。）と称し、茅野市宮川4552番地の2に置く。

(地区公民館の設置)

第3条 中央公民館に、次の地区公民館を置く。

名称	位置
ちの地区公民館	茅野市塚原一丁目9番16号
宮川地区公民館	茅野市宮川4552番地1
米沢地区公民館	茅野市米沢4181番地
豊平地区公民館	茅野市豊平2321番地1
玉川地区公民館	茅野市玉川3666番地1
泉野地区公民館	茅野市泉野2647番地
金沢地区公民館	茅野市金沢1152番地

湖東地区公民館	茅野市湖東4978番地 1
北山地区公民館	茅野市北山4340番地 1
中大塩地区公民館	茅野市中大塩 8 番地15

(分館設置)

第4条 中央公民館に分館を置くことができる。分館については、別に定める。

(管理)

第5条 中央公民館及び地区公民館は、茅野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第6条 中央公民館に館長及び地区公民館に地区館長のほか、必要な職員を置く。

(公民館運営審議会の設置)

第7条 法第29条第1項の規定により、茅野市公民館運営審議会（以下「公民館運営審議会」という。）を置く。

- 2 公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 公民館運営審議会の委員の定数は20人以内とし、その任期は2箇年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、中央公民館及び地区公民館の各種事業の企画実施について調査し、及び審議する。

(使用許可)

第8条 中央公民館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、法第20条に規定する目的及び法第23条に規定する運営方針を妨げない限度において中央公民館の使用を許可することができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当するとき、教育委員会は中央公民館の使用を許可してはならない。
 - (1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 建物又は設備をき損するおそれがあるとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し又は中止)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、前条の規定による使用許可を取り消し、又は中止させることができる。

- (1) 許可の条件に違反したとき。
- (2) 使用許可後に前条第3項各号に掲げる事由が発生したとき。
- 2 前項の規定により使用者に損害を生ずることがあっても、教育委員会はその責任を負わない。

(使用料)

第10条 中央公民館を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、使用するときまでに納付しなければならない。

3 この条例により算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が社会教育を行うとき 2分の1減額
- (2) 第3条に規定する地区公民館又は第4条に規定する分館が公民館活動を行うとき 免除
- (3) 茅野市パートナーシップのまちづくり基本条例（平成15年茅野市条例第27号）第2条第4号に規定する地域コミュニティがパートナーシップのまちづくりに基づく活動を行うとき 免除
- (4) 国又は長野県が主催し、又は共催する事業を行うとき 免除
- (5) 茅野市が共催する事業を行うとき 免除
- (6) 茅野市が主催する事業に類する公共性の高い事業であつて、市長が特に必要と認めるとき 免除
- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の小学校又は中学校が教育活動を行うとき 免除
- (8) 茅野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年茅野市条例第16号）第2条第2号から第4号までに規定する市内の施設又は第5号から第8号までに規定する事業を営む市内の保育事業者が教育及び保育活動を行うとき 免除

(使用料の還付)

第12条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めでない理由により使用することができなかったとき。
- (2) 市長が正当な理由があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、使用中に施設又は備品をき損し、又は亡失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の実施に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年5月2日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月22日条例第10号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月22日条例第11号）

この条例は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月13日条例第3号）
この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年9月19日条例第23号）
この条例は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則（昭和57年6月10日条例第18号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月19日条例第10号）
この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月11日条例第31号）
この条例は、昭和59年11月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月25日条例第49号）
この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月6日条例第31号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月23日条例第4号）
この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月24日条例第2号）
この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第2号）
この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第2号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月27日条例第28号）
この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日条例第4号）
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第27号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

- 2 この条例による改正後の茅野市地区コミュニティセンター条例、茅野市情報プラザ条例、茅野市民館条例、茅野市温泉施設条例、茅野市千駄刈自然学校条例、茅野市営駐車場条例、茅野市勤労青少年ホーム条例、茅野市立小学校及び中学校施設使用料条例、茅野市公民館条例、茅野市青少年自然の森条例、茅野市家庭教育センター条例、茅野市体育練成館条例及び茅野市都市公園条例の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月27日条例第22号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の茅野市公民館条例の規定による施行日以後の施設の使用許可を受けようとする者は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの申請を行うことができる。
（茅野市勤労青少年ホーム条例の廃止）
- 3 茅野市勤労青少年ホーム条例（昭和53年茅野市条例第12号）は、廃止する。
（茅野市文化センター設置条例の廃止）
- 4 茅野市文化センター設置条例（昭和53年茅野市条例第10号）は、廃止する。

附 則（令和元年12月26日条例第11号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の茅野市地区コミュニティセンター条例、茅野市情報プラザ条例、茅野市民館条例、茅野市市民活動センター条例、茅野市温泉施設条例、茅野市コワーキングスペース条例、茅野市千駄刈自然学校条例、茅野市営駐車場条例、茅野市立小学校及び中学校施設使用料条例、茅野市公民館条例、茅野市青少年自然の森条例、茅野市家庭教育センター条例、茅野市体育練成館条例及び茅野市都市公園条例の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

附 則（令和7年6月30日条例第22号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の茅野市地区コミュニティセンター条例、茅野市民館条例、茅野市市民活動センター条例、茅野市温泉施設条例、茅野市コワーキングスペース条例、茅野市営駐車場条例、茅野市立小学校及び中学校施設使用料条例、茅野市公民館条例、茅野市八ヶ岳総合博物館条例、茅野市青少年自然の森条例、茅野市永明社会体育館条例、茅野市尖石縄文考古館条例、茅野市神長官守矢史料館条例、茅野市高齢者福祉センター塩壺の湯条例、茅野市都市公園条例及び茅野市営住宅設置及び管理条例の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

中央公民館会議室等使用料

区分		1時間当たり
1階	第1会議室	280円
	第2会議室	210円

	児童室	160円
	生きがいサロン	270円
2階	学習室	590円
	料理実習室	490円
	第1和室	290円
	美術実習室	270円
	視聴覚室	430円
	講堂	1,370円
3階	第3会議室	230円
	音楽室	250円
	第2和室	150円
	体育室	550円
	談話室	190円

備考

- 1 この表において「1時間」とは、正時から次の正時までをいう。
- 2 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、開館時間又は閉館時間によって使用時間に1時間に満たない時間が生じる場合の使用料は、当該使用時間に応じて算出した額とする。